2013. March
No.434
3月号

広報 にしかつら

Photo： 山崎織物（株） 富士桜工房
ネクタイ・ストール

西桂町ブランド特産品に認定されました

Nishikatsura

主な内容

● 町からのお知らせ …… P2
■ 保険証の更新・交通災害共済加入について……P2
● その他のお知らせ …… P6
● フォトニュース … P10・P12
● 行事予定・人の動き …… P11

保険証の更新と交通災害共済加入の手続きは同時に受け付けます

国民健康保険　保険証の更新を忘れずに！！

現在お手元にある国民健康保険被保険者証は、平成２５年３月３１日が有効期限となっており、４月１日からは新しい保険証（カード）を提示しないと診療が受けられなくなります。
このため次のとおり手続きを行いますので忘れずに更新してください。

月　日	時　間	場　所
３月27日(水)	午前９時～正午	倉見公民館
	午後１時～４時	下暮地公民館
３月28日(木)	午後１時～４時	上町公民館
３月29日(金)	午前９時～午後４時	町民サロン

持参するもの
① 現在お持ちの保険証
② 町内に住所を置いていない学生は在学証明書と印鑑

※居住している地区毎に更新を行いますので、都合により居住地区の指定日にこられない場合は、４月１日以降役場窓口へお越しください。
※後期高齢者医療被保険者証（７５歳以上の方）につきましては７月３１日有効期限のものが既に郵送されております。今回の更新とは関係ありませんので、ご了承ください。

※平成２４年度国民健康保険税の最終納期は２月末日となっております。まだ完納されていない方は保険証更新時までに必ず納めてください。特別の事情無く納められない方は、短期被保険者証または資格証明書を交付することになりますので、御承知おきください。

交通災害共済に家族そろって加入しましょう

加入手続きは保険証の更新と同時に受け付けます。

● 交通災害共済とは

この共済は、住民ひとりひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金をおくる相互扶助制度です。

● 加入できる方は・・・・

山梨県内の下記市町村に住所を有している方で
◆ **住民基本台帳に記載されている方**
◆ **外国人登録されている方**
※他県等に転出している学生は加入できます。
◆ **市町村**　県内全町村、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

● 加入の申し込み・・・・

所定の「交通災害共済加入申込書」により、地区公民館または役場で行います。

● 共済掛金は

１人年額**５００**円です。
なお、中途加入でも掛金は同じです。

● 共済期間は

平成25年４月１日～平成26年３月31日まで
※中途加入の場合は、加入した翌日から平成26年３月31日までです。

■ 見舞金額

不幸にして交通事故にあった場合、下記の表の見舞金が支給されます。

被害の程度	共済見舞金額
死　亡	１００万円
身体障害程度等級表（1級～3級）の障害	３０万円
身体障害程度等級表（4級～7級）の障害	２０万円
入院日数90日以上の障害	１８万円
入院日数＋通院日数90日以上	９万円
入院日数75日～89日	１６万円
入院日数＋通院日数75日～89日	８万円
入院日数60日～74日	１４万円
入院日数＋通院日数60日～74日	７万円
入院日数45日～59日	１１万円
入院日数＋通院日数45日～59日	5.5万円
入院日数30日～44日	８万円
入院日数＋通院日数30日～44日	４万円
入院日数16日～29日	５万円
入院日数＋通院日数16日～29日	2.5万円
入院日数６日～15日	３万円
入院日数＋通院日数６日～15日	1.5万円
入院日数＋通院日数１日～５日	１万円

西桂町ブランド特産品

認定審査会が開催されました

西桂町と商工会では、地域性があり、優れた商品力・技術力を持ち、町のイメージアップにつながる特産品を認定しＰＲすることにより、知名度や付加価値を高め、地域の活性化を図ることを目的に「西桂町ブランド認定事業」を展開しています。今年も１月29日（火）に、認定審査会が開催され、厳正な審査の結果、山崎織物㈱の富士桜工房のネクタイ、ストールが認定されました。

なお、過去の認定品は以下のとおりです。

認定品
山崎織物㈱
富士桜工房の
ネクタイ、
ストール

認定済品

① 大豆の会「減塩紬味噌」
② ㈲前田商店「もろこしまんじゅう」
③ ㈱平井屋「甲州名物ほうとう」
④ 富士サンスイ㈱「ミネラルウォーター」
⑤ ㈱槙田商店「傘」「高級洋傘地で作ったエコバック」

地域の力が安全への支え

社会の成り立ちを組織面で考えたときに、安心・安全は法の下に、警察・消防・安全協会等々、職業とする組織からボランティア団体、また各個人にまでに至り支えられています。

子どもたちの安全の為に、常日頃活動頂いている各位に心よりお礼を申し上げます。

本町では、交通死亡事故０の日が２３００日（２月末日現在）を超え、子どもたちのみならず、一般町民の方々も大きな事故もなく毎日が送れていることに、今更ながら感謝の気持ちで一杯であると同時に、西桂町の地域力は着実に育っていることと喜んでいるところです。

消防団・安協・青少年育成町民会議・スクールガード・育成会・子育て支援の会・西桂町をきれいにする会・あじさいの会・読み聞かせの会・農業委員等々、安心安全のみならず、学校・家庭・地域の連携により、西桂の将来を担う子どもたちの人間的成長をもバックアップする、地域共同体としても大きな意味があると考えます。

今後も子どものみならず、高齢化社会も鑑み、地域全体の礎となるよう願うばかりです。

「スクールガードの方々に感謝」

雨の日も風の日も・寒さ厳しき雪の日も、子どもたちのために朝夕貴重な時間を割いて活動なさってくださるスクールガードの方々には、頭が下がる思いです。スクールガードが始まり８年、各位のご厚意により、確固とした組織体として成長してまいりました。今では安全のみならず、子どもたちと町民の心の繋がりを育む教育的役割をも生む貴重な組織へと発展しております。

さて、そのような中でも少々悩みがありまして、スクールガードの方々も年齢を重ね少しずつ世代交代を考えなくては活動に支障が出ることとなります。

つきましては、組織の継続と発展を図るために、新会員としてご協力下さる方を募集しております。年間を通じ、何時でも結構ですのでご参加をお願いいたします。

ご参加頂ける方は、スクールガード連絡会役員（各地区）・区長または教育委員会までご連絡をお願いいたします。

西桂町教育委員会

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。「http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp」にアクセス！

老人医療費助成制度廃止のお知らせ

68歳・69歳で市町村民税非課税世帯の方を対象に実施している医療費の助成制度が、平成25年3月31日限りで廃止となります。なお、激変緩和措置を設けていますが、制度廃止後については次のとおりです。

●経過措置

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

項　目	摘　要
対　象　者	昭和20年3月31日以前生まれの市町村民税非課税世帯の方で、平成25年3月31日時点で老人医療費受給者証の交付を受けている方で、かつ、70歳に達する日の属する月の末日までの年齢の方。
受給者証交付	経過措置期間中は、上記対象者に限り更新できます。 ※更新の手続きについては、更新時期に役場より通知を送付いたします。
助成の対象となる診療機関	対象者ごとに終期は異なりますが、 最長で平成27年3月31日診療分まで。
未申請の診療分があった場合の受付期間	診療を受けた日から起算して2年間。 ※制度廃止前の未申請の診療分も同様

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます！

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご労苦に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。

◎新たに戦傷病者の妻となられた場合

★平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を初めて受けることとなった場合に、その妻に支給します。

★平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、これらの年金を受けている戦傷病者の方と婚姻をした妻に支給します。

【額面15万円（軽症者の方は7．5万円）、5年償還の記名国債】

◎「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合

※上記国債を時効により失権した場合でも対象となります。

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

★戦傷病者の方が、平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に、一般の怪我や病気で死亡（平病死）された場合に、その妻に支給します。

【額面5万円、5年償還の記名国債】

■請求期間

平成23年10月1日㈯から平成26年9月30日㈫まで

請求期間を過ぎると手続が行えなくなりますので、手続はお早めに行ってください。

■請求窓口　西桂町役場

福祉保健課（西桂町いきいき健康センター内）

☎0555（25）4000

西桂町 臨時職員募集

西桂町では、平成25年度に下記臨時職員の採用を予定しています。

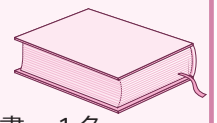

記

❶ **採用職種**　小学校図書館司書　1名

❷ **採用資格**　図書館司書の資格をお持ちの方で西桂町内に住所を有する方

❸ **勤務時間**　基本　午前8時30分から午後5時15分まで

❹ **処　　遇**　日額6,560円
社会保険、雇用保険等加入・特別手当・年次休暇等有

❺ **申込方法**　⑴履歴書（市販のもの・写真添付）

【受付期間】平成25年3月15日（金）まで

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除きます。）

【受付場所】西桂町役場　総務課総務係（2階）☎25－2121

【そ の 他】応募者が多数の場合は論述（作文）口述（面接）試験を実施致します。

町民農園の利用者を募集します

町民の方々に土と親しみながら、収穫の喜びを味わい、農業に対する理解を深めていただく目的で、町民農園を開設致します。

募集期間　平成25年3月1日～平成25年3月25日

対象年月　平成25年4月1日～平成26年3月31日

対象農地　小沼2116番地、小沼2118番地1、小沼2123番地　合計2，551㎡

※小学校プール下の農地です。

募集人数　15名程度

※希望者が多数の場合は、先着順とさせて頂きます。

対象者　町内に在住の方で1年間耕作できる方

利用料金　無料

申込方法　西桂町役場産業振興課にて、必要事項を記入して頂きます。

注意事項　建物を設置することや営利目的で農作物を栽培すること等は、農園の運営目的に反するので禁止致します。

問合せ先　西桂町産業振興課　産業係

町職員の給与等の公表

平成24年４月１日現在における、
西桂町職員の給与等の状況を公表します。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件比率 (B/A)	前 年 の 人件比率
平成23年度	(24.3.31現在) 4,667人	千円 1,931,985	千円 68,475	千円 389,646	% 20.2	% 16.9

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区　分	職 員 数 (A)	給　与　費				1人当たり給与額 (B/A)
		給　料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
平成24年度	人 44	千円 173,199	千円 18,885	千円 62,345	千円 254,429	千円 5,782

注　(1) 職員手当には、退職手当を含みません。　(2) 給与費は、当初予算に計上された額です。　(3) 特別会計を除きます。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区　分	一　般　行　政　職	
	平均給料月額	平 均 年 齢
西 桂 町	329,781円	47　歳
県	340,760円	43.2歳

4 職員の初任給の状況

区　分		西桂町	県	
		決定初任給	決定初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円	Ⅰ種185,800円	Ⅱ種172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	

5 職員の経験年齢別、学歴別平均給料月額の状況

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,700円	299,400円	323,000円
	高校卒			302,500円

注　(1) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいうものです。
(2) 経験年数別の10年とは10年以上15年未満、15年とは15年以上20年未満、20年とは20年以上25年未満の区分に基づいています。

6 職員手当の状況

区　分	内　容
期末勤勉手当	ボーナスに相当する手当として支給（年間3.95カ月）
退 職 手 当	退職したときに支給（勤務年数に応じ0.6から59.28カ月）
通 勤 手 当	交通機関利用の場合、運賃相当額を支給限度内で支給 自動車等使用者は、通勤距離に応じて支給
住 居 手 当	家賃が12,000円を超えるときに、その額に応じ支給（最高27,000円）
扶 養 手 当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子及び60歳以上の父母等に支給

7 特別職の報酬等の状況

区　分		給 料 月 額 等
給　料	町　長	520,000円
報　酬	議　長	200,000円
	副 議 長	160,000円
	議　員	145,000円

（町長については、60,000円引下げています。）

8 ラスパイレス指数の状況（平成23年4月1日現在）

区　分	西　桂　町	県内町村平均	国
一般行政職	89.8	93.8	100

注　国家公務員の給料額を100とした場合の本町職員の給料額の割合です。

9 一般行政職の級別職員数の状況

区　分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事・主事補	主　任	主幹・係長	課長補佐	課　長	課長（特に困難な業務を掌る）・会計管理者	
職 員 数（人）	1人	3人	17人	13人	5人	3人	42人

注　(1) 西桂町職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。　(3) 特別会計を除きます。
(2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

10 看護保健師

2 級
保健師
2人

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。「http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp」にアクセス！

行政相談員の委嘱について

槇田英男さん（柿園）が平成25年2月1日付けで、総務大臣より西桂町担当の行政相談員に委嘱されました。

行政相談委員は、毎月第3火曜日午後1時30分～3時まで役場1階にて定例相談所を開設しておりますのでお気軽にご相談ください。

○行政相談員について

行政相談員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣が民間の有識者に行政相談の受付け等を委嘱し、地域住民の身近なところで行政相談窓口を開いております。

行政相談は総務省が実施している業務で、国の行政全般について、国民の苦情や意見・要望などを受け付け、その苦情の解決や要望を実現するために、公正・中立の立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、行政の制度及び運営の改善を図る制度です。

子育てセミナー④『親子関係を学ぼう・親子遊び』

今回のセミナーは、西桂町出身「リズムオブラブ」主宰、渡辺光美先生を講師にお招きし、『親子関係を学ぼう・親子遊び』をテーマに講話と親子で一緒に体を使って遊ぶ『親子で楽しくミットパーカッションR教室』を行います。この機会にお子さんと思いっきりスキンシップをはかり、親子の絆を深めましょう!!

お気軽にご参加下さい。

日時：平成25年3月8日(金)
午前10時30分～12時

場所：いきいき健康福祉センター2F

対象：未就学の親子（15組程度）

申し込み：いきいき健康福祉センター　保健係まで

西桂町要援護家庭等大型ゴミ収集サービス事業登録について

町では、要援護家庭等の大型ゴミ収集サービス事業を実施します。日常生活へ支障を及ぼす生活環境の改善を目的とし、希望者宅から大型ゴミの収集をいたします。

希望者は、事前に登録が必要です。

（対象者）

事業の対象者は、町に現に住所を有する者であって、次に該当する者です。

(1) 75歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者

(2) 75歳以上の高齢者世帯で、いずれかが虚弱な場合

(3) その他町長が特に必要と認めた者

（利用の申請及び決定）

事業を利用しようとする者は、「西桂町要援護家庭等大型ゴミ収集サービス事業利用申請書」を提出します。

利用を決定した申請者は、実施時期（3月）に、収集の希望があれば伺います。

（費用負担）

1回の利用料は、500円です。また、その他、**処理困難ごみは、有料です。（回覧等でご確認下さい。）**

問い合わせ
いきいき健康福祉センター
福祉係

平成25年度国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

◆受験資格

1　昭和58年4月2日から平成4年4月1日生まれの者

2　平成4年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1)大学を卒業した者及び平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続

1 インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）

(1) 受付期間
平成25年4月1日(月) 9時～平成25年4月11日(木) [受信有効]

(2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間
平成25年2月1日(金)～平成25年4月11日(木)

(3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
［http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm］

2　インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）

(1)　受付期間
平成25年4月1日(月)～平成25年4月2日(火)
[平成25年4月2日(火)の通信日付印有効]

(2)　受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間
平成25年2月1日(金)～平成25年4月2日(火)

(3)　受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

◆試験日　第1次試験　平成25年6月9日(日)
第2次試験　平成25年7月16日(火)～平成25年7月23日(火)のうち指定された日時

※　詳細については、お気軽に大月税務署総務課（☎0554−22−3151　内線22）までお尋ねください。

～大月税務署からご紹介～

大月税務署管内には、様々な活動を通じて、税務行政について御協力いただいている各団体があります。この中で、各種の税金の円滑な納付を目的として組織された「納税貯蓄組合」では、税についての理解を深めていただく目的で、これからの国の将来を担う中学生の皆さんから、毎年「税金についての作文」を募集し、租税教育の推進に寄与していただいております。

今回は、その作文の中から特に優秀であるとして、各賞を受賞された作品の一部をご紹介いたします。

中学生の「税金についての作文」（主催：大月税務署管内 納税貯蓄組合連合会）

大月税務署管内　納税貯蓄組合連合会 会長賞

「税について考えたこと」

西桂町立西桂中学校　3年　宮下　真優さん

私達が国民の義務として、日々納めている税金。私は今まで、この税金のことについて考えたことはありませんでした。そもそも、税金についてあまり知りませんでした。しかし、この作文を書くために調べたところ、税金について様々なことを知ることが出来ました。

税金で、私達に一番身近なものといえば、やはり消費税だと思います。私自身も税と言われて一番初めに頭に浮かんだのは消費税でした。しかし、所得税、たばこ税、相続税など、私のよく知らないところにも税金がかかっていることを知りました。そして国民が納めた税金は、私達の身の回りのたくさんのことに使われていることも知りました。私達中学生は、普段何も考えずになんとなく授業を受けている人がほとんどだと思います。しかし、私達が授業を受けられるのも税金のおかげなのです。私達が勉強するのに欠かすことのできない教科書や机などは、全て税金で買っているのです。もし税金が無ければ、私達は今こうして授業を受けることも出来なかったかもしれません。また、道路や信号、橋なども税金から作られています。もし税金が無く、道路や信号、橋などが作られなければ、私達は安全で安心な生活を送ることは出来ません。このように、税金は私達の生活になくてはならないものだということが分かりました。税金が無ければと考えた時に、私達の周りには税金で支えられているものがたくさんあることに気付きました。そして、税金が無ければこの国は成り立たないんだなと思い、税金の有り難さを実感しました。

今、消費税を引き上げようとする動きがあります。私は、これについてどう思うかと聞かれたら、本当のところよく分かりません。増税しようとするのにも理由があると思うけれど、国民のことも考えるとなるとやっぱり私には答えられません。しかし、一つ思うのは、税金を無駄遣いなく利用することが大事だということです。例えば、仮に学校の公共の物を壊してしまったとすると、それを直さなくてはいけなくなります。これを直すための修理費もやっぱり税金です。しかしこれは学校の物を壊さなければ使われなかったはずの税金です。もっと他のことに使うことが出来たと思います。このように、税金を無駄に利用するのは、とてももったいないと思います。自分のお金じゃないからと言う人もいるかもしれませんが、税金は自分や自分の親、地域の方々が納めたお金でもあります。そう考えると税金を無駄遣いしないということは大切なことだと思いました。

私はまだ政治に参加することは出来ませんが私達にも出来ることはあるはずです。物を大切にすることもその一つだと思います。私はこれから、税金を大切に使うために何ができるのかを考え、そして私なりのできる限りのことをしていきたいです。

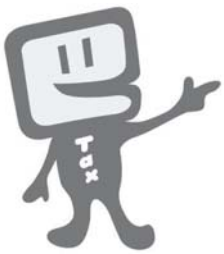

◆大月税務署管内には、納税貯蓄組合の他、税理士会、青色申告会、法人会、間税会、酒造組合、鶴酉会、小売酒販組合等があり、租税教育を含めた様々な取り組みや活動を通じて、円滑な税務行政に御協力いただいております。

東部地域の新設高等学校の校名を募集します

谷村工業高等学校と桂高等学校を再編して、平成26年４月（予定）に新設する高等学校の校名を募集します。

なお、新設高等学校の校舎は、現在の谷村工業高等学校の敷地に建設します。

今回は、校名に関するアイデアを募集するものです。（応募数の多い校名が選ばれるとは限りません。）

◆募集期間　平成25年２月６日㈬～3月22日㈮【必着】
◆応募方法　新しい学校づくり推進室まで電子メールまたは郵便はがきで応募してください。
（E-mail : gakkosui@pref.yamanashi.lg.jp）
◆記載事項　「高等学校の校名、ふりがな、その理由」、「氏名・住所・電話番号」
◆送 り 先　〒400-8504　甲府市丸の内 1-6-1
山梨県教育庁新しい学校づくり推進室
校名募集係　宛
◆問い合わせ先　新しい学校づくり推進室
☎ 055-223-1767　FAX 055-223-1768

公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センターから　お知らせ

新入会員説明会のお知らせ

平成25年３月の入会説明会は左記のとおり変更となりましたので、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

日　時　平成25年３月21日（木）午後１時30分
場　所　産業会館２Ｆ　シルバー人材センター会議室
問合せ　公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センター
☎（22）９２４１

クルマの変更手続き・移転手続きはお済みですか？

●住所が変わったら？
→「変更登録」手続きが必要！
●自動車の所有者の名義が変わったら？
→「移転登録」手続きが必要！

住所変更
名義変更

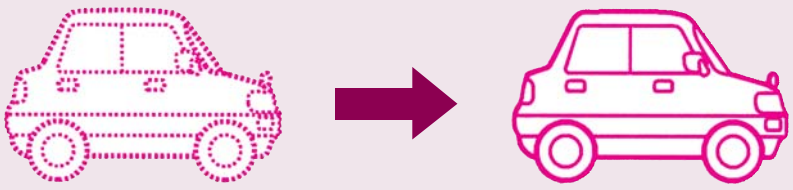

変更手続
移転手続

◆自動車のナンバープレートに自分の希望する番号をつけることもできます。
※軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。

●登録内容の変更を忘れると、
・リコールの案内（クルマの欠陥に関する重要な通知）、税金や保険のお知らせが届かない
・これらの通知が前の所有者に届けられ、トラブルの原因になる。
・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。
といった支障が生じる恐れがあります。

登録自動車（白や緑のナンバープレート）に関するお問い合わせ　山梨運輸支局　☎050-5540-2039
軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）に関するお問い合わせ　山梨事務所　☎055-262-7269
「自動車税」は自動車税センター　☎055-262-4662　「軽自動車税」は役場税務係まで

春の「きこえ」と「ことば」の相談会のお知らせ

―ろう学校「きこえとことばの相談支援センター」―

お子さまの「きこえ」「ことば」のことで不安はありませんか。

少しでも不安のある方は、この機会にご相談ください。専門の教員がご相談に応じます。来校されるのが難しい方は、電話やメールでの相談も受けております。

日時　平成25年
3月17日㈰、3月18日㈪
午前9時から午後5時まで

場所　県立ろう学校
（山梨市大野1009）

対象　0歳児から大学生まで

相談内容
1「きこえ」と「ことば」に関する悩みの相談
2「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまへのかかわり方について（育児相談）
3「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまの生活や学習について（教育相談）
4聴力測定
5補聴器相談

申し込み方法
事前に電話かFAXで日時を予約してください（締め切りは3月13日㈬午後5時まで）
※費用は一切かかりません
※完全個別予約制で秘密は厳守します。
※電話やE-mailでの相談も常時受け付けています。ただし、相談期間中はご遠慮ください。
※この相談会はろう学校入学とは関係ありません。

問い合わせ先
ろう学校「きこえとことばの相談支援センター」　手塚
☎0553（22）1378
FAX 0553（22）6419
E-mail sodan@rogako.kai.ed.jp

山梨赤十字病院 常勤医師着任のお知らせ

12月から、新しく1人の医師が着任しましたので紹介致します。

今後もより良い医療サービスの提供に努め、診療体制を充実させていきます。

○整形外科　医師
大澤　一誉

【専門分野】整形外科一般
【診療日】月・火曜日の午前中

3月は自殺対策強化月間です

山梨県内の自殺者数は、このところ毎年300人を超えています。自殺の原因で最も多いのは、うつ病です。うつ病とは、抑うつ状態（理由もなく気分が沈んだり、意欲がわかなくなったりする）や、強い不安感・絶望感・罪悪感を伴うこころの病気です。

うつ病を疑うサインは次の通りです。自己チェックをしてみましょう。

・頭が重い・肩がこる・便秘が続く
・ものごとに興味や関心がもてない
・何をするのもおっくうで、すぐ疲れる
・集中力に欠ける
・ものごとの判断がなかなかできない
・外出を避けるようになる
・心から楽しいと思えない
・笑えない
・イライラして気分が落ちつかない
・寝ても寝ても眠い
・異性に関心がもてなくなっている
・食欲がなく、体重が減る
・死んでしまいたいと思う

うつ病は治せる病気です。もしかして、と思うような兆候があれば、迷わず専門機関を受診しましょう。

警察署からのお知らせです！！

～振り込め詐欺被害防止対策を推進中～

★詐欺には・・・

息子や孫を名乗ってお金をだまし取る「オレオレ詐欺」
支払う義務がない代金を請求する「架空請求詐欺」
お金を貸す時の保証金としてお金をだまし取る「融資保証金詐欺」
お金が戻ると言葉巧みに話してお金をだまし取る「還付金詐欺」
投資すれば必ず儲かると話してお金をだまし取る「金融商品取引詐欺」

などがあります。

★電話や郵送されたパンフレットによる「お金の話」は・・・

「先ず疑い！」「相手を確認！」「相談！」をしましょう。

～パソコン・スマートフォン利用者のサイバー犯罪防止対策推進中～

★被害防止のために・・・

・身に覚えのないメールはクリックしないようにしましょう。
・単純なパスワードは危険です。
・ウイルス対策ソフトを導入しましょう。
・スマートフォンもパソコンと同じくセキュリティ対策をしましょう。

★子どもさんの携帯電話・・・

犯罪被害を防止するため「フィルタリング」を活用しましょう。

フォトニュース
写真は12ページ

児童館事業

●3/29（金）
児童館人形劇鑑賞

オフィスやまいも
「かくれているのはだ～
あれ！・かさじぞう」

・午後1時30分～
2時30分

・ＹＬＯ会館１Ｆ和室

お友達同士で・ご家族で・小さいお子さんも保護者の方と一緒においで下さい。お待ちしておりま～す！

●1/12（土）羽子板で遊ぼう

子育て支援の会から頂いた羽子板に、自分で好きな絵をかき遊びました。羽子板で遊ぶ機会もないので良い経験になりました。

●1/19（土）ボンボンマスコット作り

今回はボンボンを作る道具を使い大きさを調整しながら色々なボンボンを作りました。カラフルな色にしたり、目玉や耳を付けたり…愛らしい物・ユニークな物、その子なりの個性的な物が出来上がりました。

●1/26（土）かがくで遊ぼう

・思った通りに揺れる５円玉　・星型ようじ　・静電気クラゲ
この実験をしながら考え、なぜその様になるのか…？それよりもその現象で遊ぶ事が楽しくて…！風船とビニールテープで静電気を起こし大盛り上がり、ビニールクラゲが手品の様で…最後には顔や服に張り付いて大笑いしました！(^^)!

母親クラブ

●1/18(金)

４月から撮ってきた活動の写真を見ながら、活動の反省をしました。子供たちの成長がとてもよくわかり、今では子供たち同士で一緒に遊ぶことが出来るようになりました。ママさんたちはその様子を見ながら情報交換をしたり、今後について話したり…お茶をしながら楽しみました♪

●3月15日(金) 午前10時～、
YLO会館　1階和室にて

4月から保育園や幼稚園に入園するお友達を、皆で送ります。
手形足形も思い出アルバムにとり、1年間の成長を見比べたり、4月からの役員さんも決めたいと思います。
今年度最後の活動になりますが、皆で楽しみましょう

保育所

●まゆ玉飾り

１月８日（火）、西桂町をきれいにする会の方々のご協力により、昔ながらの行事「まゆ玉飾り」に、年長児が取り組みました。紅白のお団子やみかんを飾り、お花が咲いたような様子に感動しました。お団子は後日、「元気でいられますように！」と、おやつでおいしくいただきました。

●未満児の会

１月１２日（土）、つぼみ園にて未満児の会が行われました。０歳児は、親子で工作遊び、１歳児は「３匹のこぶた」のお話を取り入れた、かわいらしいリトミックなど…。２歳児は「大きなかぶ」を題材にゆかいなリトミックなどに親子でふれあい、とても楽しい時間を過ごしました。リトミックを通し、子ども達の成長を感じていただくことのできた機会となりました。

●生活発表会「リトミック」

１月15，19，26日の３日間に渡り、３歳以上児のリトミック発表会が行われました。集団生活で学んできたことが、リトミックを通して発揮され、保護者の方々に見ていただくことが出来ました。

●豆まき

２月１日（金）、毎年恒例の豆まきが行われました。鬼の登場に子ども達の顔もこわばり、今にも泣きだしそうな子ども達ばかりでした。「悪い子は、いないか！」、「いい子になるか！」の鬼の言葉に「いい子になります!!」と声を震わせながら答え、一生懸命豆をまいていました。

人口と世帯

平成25年2月1日現在

男	2,295人	(−7)
女	2,395人	(−6)
合計	4,690人	(−13)
世帯	1,537世帯	(−3)

※住民基本台帳（外国人含む）に基づく人口と世帯数を掲載

慶弔

おめでた（誕生）

下暮地	仲野里咲	保護者 正範
倉見	志村修平	和彦
上町	菅谷ゆいな	和喜
柿園	安留優姫音	成二

おくやみ（死亡）

柿園	渡邉美智子	親族 聡
上町	小野うめ	和春
上町	渡邉初江	渡部眞澄
倉見	志村ヤミ子	義男

1月届出

3月・4月上旬　行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		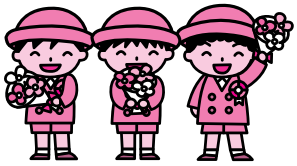			3月 1	2 ●土曜日開放日 am10:00〜11:45 （子育て支援センター） ●児童館清掃 am10:00〜12:00
3	4	5 ●両親学級 pm7:30〜 （いきいき健康福祉センター） ●お別れ会 （保育所）	6 ●親子フィットネス am10:15〜11:30 （子育て支援センター）	7 ●母子手帳交付 am9:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター）	8 ●子育てセミナー④ 「親子関係を学ぼう」 am10:30〜12:00 （いきいき健康福祉センター）	9 ●中学校図書館一般開放日 am10:00〜12:00 pm1:00〜3:00
10 ●粗大ゴミ回収 am9:00〜12:00 pm1:00〜3:00 （尾尻町有地）	11 ●お話の会 am10:30〜11:00頃 （子育て支援センター）	12	13 ●ふれあい健康相談 am10:00〜12:00 （ふれあいサロン三ツ峠）	14	15 ●赤ちゃん広場 pm1:00〜3:00 （子育て支援センター）	16 ●児童館事業 am10:00〜12:00
17	18	19 ●リトミック遊び am10:30〜11:00 （子育て支援センター）	春分の日 20	21 ●母子手帳交付 am9:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター）	22	23
24	25	26 ●卒園式（保育所）	27 ●乳児健診 pm1:15〜 （いきいき健康福祉センター）	28	29 ●児童館人形劇鑑賞 pm1:30〜2:30 （ＹＬＯ会館和室）	30 ●児童館事業 am10:00〜12:00
31	4月 1	2	3	4 ●母子手帳交付 am9:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター） ●入園式（保育所）	5	6 ●児童館事業 am10:00〜12:00

春季全国火災予防運動
3月1日（金）〜7日（木）

確定申告・住民税申告
3月15日（金）まで

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は
TEL：0555-25-2121　FAX：0555-20-2015
E-mail：kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

フォトニュース

羽子板で遊ぼう

ボンボンマスコット

児童館

かがくで遊ぼう

母親クラブ

リトミック

まゆ玉飾り

保育所

豆まき

VEGETABLE OIL INK
この広報紙は環境に配慮した
植物油インキを使用しています。

発行：西桂町役場
編集：総務課　広報担当